

令和5年度

青森市柳川庁舎

自動販売機設置事業者募集要項

青 森 市

(総務部管財課)

令和5年度柳川庁舎自動販売機設置事業者募集要項

青森市が行う市有施設への自動販売機の設置事業者（以下「設置事業者」といいます。）の募集に応募される方は、この募集要項、青森市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する要綱（平成24年10月29日実施）、青森市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する一般競争入札実施要領（平成24年10月30日実施）以下「要領」といいます。）をよく読み、次の事項をご了承のうえお申し込みください。

1 目的

青森市の収入確保を図るとともに、施設利用者等の利便性と市民サービスの向上を図ることを目的とし、一般競争入札により設置事業者を選定します。

2 貸付物件

貸付物件は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

3 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募できます。なお、入札の執行前又は設置事業者として決定した後に当該要件を満たしていないことが判明した場合は、参加資格者（要領第6条第1項に規定する参加資格者をいいます。以下同じ。）又は設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」といいます。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告（要領第3条に規定する公告をいいます。以下同じ。）の日から過去3年間において、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 個人の場合は青森市に住所を、法人の場合は青森市に本店又は支店若しくは営業所を有し、市税（青森市に対して納税義務のあるものに限り、）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務について、公告の日において引き続き3年以上営業を行っている者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められる者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。
- (8) 本店所在地及び青森市において、公告の日から過去3年間において食品衛生法（昭和22年法

律第233号) に基づく行政処分を受けていない者であること。

4 自動販売機の設置条件等

(1) 自動販売機設置の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、青森市が設置事業者に対し、行政財産の一部を貸付する方法により行います。

(2) 契約の締結及び貸付期間

ア 自動販売機の設置に当たり青森市と設置事業者との間で、別紙2「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する契約書」により契約を締結します。

イ 貸付期間

貸付の期間は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

貸付契約は、貸付期間の満了をもって終了し、更新はありません。

また、青森市又は国若しくは他の地方公共団体が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他青森市が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

(3) 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とします。

(4) 光熱水費及びその他必要経費

電気料等の光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は、設置事業者の負担とします。

なお、設置事業者は、電気料を算定するための子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」といいます。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものとし、）を自らの負担で設置し、貸付料とは別に、青森市が算定した電気料について、青森市が指定する期日までに納入してください。

(5) 貸付面積

貸付面積は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

(6) 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種を設置に努めてください。

(7) 設置条件

貸付期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 別紙3「仕様書」に基づき、自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスを設置し、管理すること。

イ 販売品目は、清涼飲料水等とし、酒類及びたばこの販売を行わないこと。

なお、販売品の具体的な構成については、落札決定後、事前に青森市担当者と協議すること。

ウ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

エ 販売品の内容の変更については、青森市担当者と協議のうえ行うこと。

オ 販売品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

カ 自動販売機への販売品の充当や使用済み容器の回収の時間及び経路については、青森市担当者の指示に従うこと。

キ 自動販売機本体については、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザインの自動販売機の設置に努めること。

ク 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

ケ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において、迅速かつ適切に対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。ただし、青森市の承諾があったときは、変更された現状のまままで返還することができます。

なお、原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とします。

5 応募申込手続

入札参加資格の審査のため、応募資格を証する書類を提出していただきます。

(1) 提出方法

提出先及び受付期間は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

応募希望者は、申請書その他必要書類に所定の事項を記入、押印のうえ、直接持参してください。郵送又はファクシミリ、電子メールによる受付はいたしません。

(2) 提出書類

ア 申請書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 委任状（様式3）

エ 事業者（会社）概要（形式は問いません。会社のパンフレットでも結構です。）

オ 自動販売機設置実績報告書（様式4）

カ 印鑑証明書（写し可）

キ 営業証明書又は登記事項証明書（写し可）

(ア) 個人の場合：営業証明書

(イ) 法人の場合：登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）

ク 国税の納税証明書（その3の2、その3の3は証明書の種類）（写し可）

(ア) 個人の場合：「その3の2」の「申告所得税」、「復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明

(イ) 法人の場合：「その3の3」の「法人税」、「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明

ケ 取扱商品一覧表（様式5）（通常取り扱っている商品。）

コ 設置する自動販売機のカタログ（寸法等が確認できるもの。）

サ 自動販売機の管理等に関する届出書（様式6）

個別業務の実施者が不相当と認められる場合は、入札参加資格がないものとする場合があります。

※ カからクまでの証明書類は、発行後3箇月以内のものに限ります。

ただし、「令和5年度青森市競争入札参加資格者」として認定され、名簿に登載されている者

は、ウ、エ及びカからクまでの証明書類は省略可能です。

また、カからクまでの証明書類は、写しの提出も可能です。

(3) 印鑑証明書の留意事項

ア 法人の場合：登記している所轄の法務局が発行したものを提出してください。（写し可）

イ 個人の場合：市民課（駅前庁舎1階）、浪岡振興部市民課（浪岡庁舎1階）、中央情報コーナー（本庁舎内）、柳川情報コーナー（柳川庁舎内）、西部情報コーナー（西部市民センター内）、東岳情報コーナー（東岳コミュニティセンター内）、高田情報コーナー（高田教育福祉センター内）、油川情報コーナー（油川市民センター内）、荒川情報コーナー（荒川市民センター内）、横内情報コーナー（横内市民センター内）、各支所（浜館、奥内、原別、後潟、野内）で発行します。（写し可）

(4) 営業証明書の留意事項

営業証明書は、市民課（駅前庁舎1階）、浪岡振興部納税支援課（浪岡庁舎1階）で発行します。（写し可）

(5) 国税の納税証明書の留意事項

国税の納税証明書については、現在の住所地（納税地）を所轄する税務署に納税証明書の交付請求を行ってください。なお、納税義務がない場合でも証明書は発行されます。請求手続き等についての詳細は、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）を参照してください。

（写し可）

(6) その他応募に当たっての留意事項

ア 応募者に関する情報及び応募者数等の問合せについては、一切お答えできませんのでご了承ください。

イ 提出書類の返却はいたしません。

ウ 提出書類を補足する資料の提出を求める場合があります。

エ 応募申込みに要する費用は、すべて申請者の負担とします。

オ 一物件につき同一人が代表者となる法人等が重複して入札参加した場合、いずれのした入札も無効とします。

(7) 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、設置事業者の決定のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

(8) 入札参加資格の確認等

上記(2)の提出書類により、入札参加資格の有無を確認し、申請者あてに**令和6年2月2日（金）までに**一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式7）を発送します。

また、当該結果の通知後であっても、応募資格を満たしていないこと、不正等が判明した場合には、参加資格者の認定を取り消します。

(9) 無資格者への理由説明

一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式7）により、入札参加資格がないとされた者は、次に定めるところに従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。この場合、書面で回答します。

ア 提出先 別紙1「貸付物件説明書」のとおり

イ 提出期限 **令和6年2月9日（金）午後5時まで**

ウ 提出方法 上記提出先に直接お持ちください。郵送又はファクシミリ、電子メールによる提出は受付いたしません。

(10) 質問及び回答

募集に関する質問及び回答は、次により行います。

ア 提出先 別紙1「貸付物件説明書」のとおり

イ 質問期限 **令和6年2月2日（金）午後5時まで**

ウ 提出方法 質問は、質問書（様式8）により行い、上記提出先に直接お持ちください。郵送又はファクシミリ、電子メールによる提出は認めません。

エ 回答期間 **令和5年2月9日（金）まで**

オ 回答方法 回答は、質問書を受理してから、概ね10日以内を目途に上記提出先において回答書を読覧に供するとともに、青森市ホームページに記載します。

6 入札

(1) 入札の日時及び場所

入札の日時及び場所は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりです。

(2) 入札時必要書類

ア 入札書（様式9）

(ア) 入札書は、入札者又はその代理人が入札会場において直接提出してください。

(イ) 入札金額は、上記4(2)イの**貸付期間中の対象物件の貸付料の総額（36ヵ月分の金額）**を記載してください。なお、入札金額は、別紙1「貸付物件説明書」に記載された最低貸付料（以下「最低貸付料」といいます。）を下回らないよう注意してください。

(ウ) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札参加者は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(エ) 提出された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

イ 委任状（様式10）

(ア) 代理人により入札するときは、必ず委任状（様式10）を提出してください。

(イ) 使用する印鑑は、入札書と同一のものとしてください。

(3) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加者資格を有しない者のした入札

イ 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札

ウ 入札に際して談合等による不正行為があった入札

エ 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札

オ 同一物件の入札に対し2以上の意思表示をした入札

カ 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札

キ 記名及び押印のない入札額での入札

ク 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札

ケ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札

コ 最低貸付料未満の入札

サ その他入札条件に違反した入札

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定

ア 入札書を公開の場で開札し、貸付物件に対し、青森市が設定する最低貸付料以上の額で、最高の価格で入札を行った者を落札者とします。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定します。

イ 落札結果については、落札者名、落札金額及び入札参加者数を青森市ホームページで公表しますので、あらかじめご承知ください。

(6) 入札の中止等

不正な入札が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は延期することがあります。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、次に掲げるところにより入札を辞退することができます。

ア 入札執行日前にあっては、入札辞退届（様式11）を別紙1「貸付物件説明書」記載の申請書等の提出先に直接持お持ちになるか、郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）により提出してください。

イ 入札執行日にあっては、入札辞退届（様式11）又は入札を辞退する旨を明記した入札書（様式9）を、入札を執行する者に直接提出してください。

7 契約

(1) 契約の締結

契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とします。

(2) 貸付料の納付

各年度、青森市が発行する納入通知書により、青森市の指定した期日までに納付していただきます。詳しくは別紙2「自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する契約書」第9条をご覧ください。

別途負担いただく電気料金については、当該月の翌月に青森市が発行する納入通知書により納付していただきます。

(3) 契約保証金

免除

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき。

(2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。

(3) 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと青森市が判断し

たとき。

9 設置事業者が設置を辞退した場合

設置事業者が自動販売機の設置を辞退した場合、青森市において新たな設置事業者を決める募集手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置事業者の次に高い価格で入札を行った者を設置予定事業者とし、新たな設置事業者を決めることができます。

ただし、設置を辞退した事業者は、今回の入札以降に行われる本市における自動販売機の設置に係る競争入札への参加を制限する場合があります。

10 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

- (1) 貸付期間中に、青森市又は国若しくは他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかとなったとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと青森市が判断したとき。
- (4) 契約に定める義務を履行しないとき。

11 その他

- (1) 自動販売機の売上高については、青森市が指定する様式により報告してください。
- (2) 自動販売機に伴う事故については、青森市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負います。
- (3) 商品等の盗難及び破損については、青森市の責に帰することが明らかな場合を除き、設置事業者がその責を負います。
- (4) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁じます。
- (5) 入札及び契約に当たっては、この要項に定めるもののほか、地方自治法、青森市財務規則等の法令を遵守してください。

12 この募集要項に関する問合せ先

青森市 総務部 管財課 総務管理チーム

〒030-8555

青森市中央一丁目2番5号

電話 017-734-5115

※ 資料

3の(1)及び(2)関係

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4の(1)関係

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

- (1)～(3) 略

(4) 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

(5)・(6) 略

3～9 略

貸付物件説明書

1 貸付物件

物件番号	施設名称 設置場所	所在地	貸付面積(m ²)	台数	販売品目	容器	条件	最低貸付料 (税抜)
1	柳川庁舎 1階 《位置図参照》	青森市 柳川二丁目 1-1	自動販売機 1.20 幅(m)×奥行(m) 1.2×1.0 回収BOX 0.175	1	コーヒー・お茶・炭 酸飲料・紅茶・水等	缶・ペット ボトル等	※1、2のとおり 【回収BOX】 自販機1台につき1箱設置 (貸付面積に含む)	23,694円

※1 「貸付面積」には、転倒防止器具、放熱余地及び使用済み容器の回収ボックスの設置部分を含む。

※2 「貸付面積」の寸法は、職員の計測によるものである。入札参加希望者は、自動販売機の維持管理、販売品の補充のために行う扉の開閉等に支障がないか当該入札の参加申請前に設置場所の確認をすること。

2 貸付期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで(更新なし)

3 申請書の提出先等

物件番号	提出先			受付期間及び受付時間
	住所	名称	電話番号	
1	青森市中央一丁目22-5	総務部 管財課	017-734-5115	令和6年1月11日(木)から令和6年1月24日(水)までの期間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

※ 「受付期間」中であっても、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は受付をしない。

4 入札日時等

物件 番号	入 札 日 時	入 札 場 所
1	令和6年2月14日（水） 午後2時20分	柳川庁舎 2階 会議室①

※ 上記「1 貸付物件」に示す「最低貸付料」を下回らない額で入札すること。

※ 上記入札物件の入札日当日の受付については、令和6年2月14日（水）午後1時30分から行います。

貸付物件説明書資料

現設置状況と売上状況

物件番号	設置場所	容器種別	年間売上状況						備考
			令和3年度		令和4年度		令和5年度(※2)		
			本数(本)	売上高(円)	本数(本)	売上高(円)	本数(本)	売上高(円)	
1	青森市役所 柳川庁舎1階	缶、ペットボトル等	3,763	505,850	3,715	507,540	2,486	362,740	

※1 記載した売上状況等の実績はあくまでも参考であり、今後の貸付期間における販売品の売上を保証するものではありません。

※2 令和3年度、令和4年度は4月から翌年3月までの売上、令和5年度は4月から9月までの売上です。

自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する契約書

貸主 青森市（以下「貸主」という。）と借主 ○○○○○（以下「借主」という。）とは、次の条項により行政財産の有償貸付契約を締結する。

（貸付物件）

第 1 条 貸付物件は、次のとおりとする。

施設名称	所在地	貸付箇所	面積 (設置台数)
青森市役所柳川庁舎	青森市柳川2-1-1	1 階 (別紙図面)	1.375㎡ (1 台)

（用途の指定等）

第 2 条 借主は、貸付物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

2 借主は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、青森市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する要綱（平成24年10月29日実施）及び仕様書に示した条件を遵守しなければならない。

（指定期日）

第 3 条 借主は、貸付物件を令和○○年○○月○○日までに指定用途に供しなければならない。

（指定期間）

第 4 条 借主は、貸付物件を、前条に定める期日（次条の規定により前条に定める期日を延期したときは、当該延期後の期日）から第 6 条に定める貸付期間満了の日まで、引き続き、指定用途に供しなければならない。

（指定期日の変更等）

第 5 条 借主は、不可抗力による貸付物件の滅失、損傷その他真にやむを得ない事由により第 3 条に定める指定期日の変更を必要とするときは、事前に詳細な事由に付した文書をもって、貸主の承認を求めなければならない。

2 前項の規定による借主の申請に対する貸主の承認は、文書によるものとする。

（貸付期間）

第 6 条 貸付期間は、令和 6 年 月 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

（契約の更新）

第 7 条 前条に定める貸付期間満了時において、この契約の更新は行わず、貸付期間の延長も行わないものとする。

（貸付料の額）

第 8 条 貸付料は、金 ○○○,○○○円（うち、消費税及び地方消費税の額 ○,○○○円）とする。

（貸付料の支払）

第 9 条 借主は、前条の貸付料を、次に定めるところにより、貸主の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年次	納付金額	納入期限
第1年次（令和6年度分）	<貸付料の36分の12に相当する額> 円	令和6年4月30日
第2年次（令和7年度分）	<貸付料の36分の12に相当する額> 円	令和7年4月30日
第3年次（令和8年度分）	<貸付料の36分の12に相当する額> 円	令和8年4月30日

（電気料及びその支払方法）

第10条 借主は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測する証明用電気計器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものに限る。以下「子メーター」という。）を、貸主の指示するところにより設置しなければならない。

- 貸主は、当該施設全体の前月電気使用料の単価に基づき当該月の使用料を計算し、速やかに借主に納入通知書を送付するものとする。
- 借主は、前項の納入通知書に定める日までに貸主に電気料を支払わなければならない。
- 借主が電力会社等から直接電気の供給を受ける場合には、前3項の規定は適用しない。
- 当該施設の電源から自動販売機までの配線に要する費用及び自動販売機を設置することにより施設の電源の改修等が必要な場合の当該経費は、借主の負担とする。

（費用負担）

第11条 自動販売機及び子メーターの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、借主の負担とする。ただし、第27条第1項第1号の規定によりこの契約を解除されたことにより自動販売機を撤去する場合は、この限りでない。

（延滞金）

第12条 借主は、貸主が定める納入期限までに貸付料及び電気料（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、納入期限の翌日から遅延日数に応じ、当該金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算して得た額を、延滞金として貸主に納入しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を徴収しない。

（充当の順序）

第13条 借主が、貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、借主が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

（業務遂行の責任者）

第14条 借主は、この契約に関して、貸主と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、貸主に書面で通知するものとする。

（貸付物件の引渡し）

第15条 貸主は、第6条に定める貸付期間の初日に、貸付物件の引渡しを行う。

（契約不適合責任）

第16条 借主は、この契約締結後、貸付物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、貸主に対し貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

（善良なる管理者の注意義務及び使用上の制限）

第17条 借主は、善良なる管理者の注意をもって、貸付物件を維持保存するとともに、利用者が安心して商品を購入することができるよう自動販売機の設置及び管理並びに商品の販売を行わなければならない。

- 2 借主は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって貸主に申出を行い、貸主の承認を得なければならない。
- 3 貸主は、前項の申出があったときは、速やかに事情を調査し、その承認の可否を書面により借主に通知するものとする。

(維持補修等)

第18条 貸付物件についての維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて借主の負担とし、貸主は、貸付物件の維持補修の責を負わないものとする。

(毀損等の報告)

第19条 借主は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに貸主にその状況を報告しなければならない。

- 2 借主は、その責めに帰すべき事由により、貸付物件を滅失し、又は毀損した場合は、自己の負担において貸付物件を原状に回復しなければならない。

(転貸等の禁止)

第20条 借主は、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、若しくは貸付物件を転貸し、又は指定用途を変更してはならない。

- 2 借主は、この契約に係る自動販売機及び借主が施した造作を第三者に譲渡してはならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、借主は、この契約により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(実地調査)

第21条 貸主は、借主に対し売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合は、借主は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(通知義務)

第22条 借主は、この契約の履行に関し事故等が生じた場合は、直ちに貸主に事故等の状況を報告しなければならない。

- 2 借主は、第14条の規定により通知した内容又はこの契約に係る個別業務の実施者若しくは連絡先に変更があった場合は、速やかに、その旨を貸主に届け出なければならない。

(第三者への損害賠償の義務)

第23条 借主は、設置した自動販売機の倒壊、販売した飲料による食中毒等により第三者に損害を与えたときは、貸主の責に帰すべき事由を除き、その賠償の責を負うものとする。

- 2 貸主が、借主に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、貸主は、借主に対して求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第24条 貸主は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金若しくは釣銭の盗難若しくは毀損又は停電等による売り上げの減少等について、貸主の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(秘密の保持)

第25条 貸主及び借主は、この契約の履行上知り得た相手方固有の業務上又は技術上の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が完了し、又は解除された後も同様とする。

(貸主の催告による解除権)

第26条 貸主は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、

その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期限までに業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく第16条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(貸主の催告によらない解除権)

第27条 貸主は、借主が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 貸主又は国若しくは他の地方公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (2) 借主が、この契約に係る一般競争入札の申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき、又はその入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (3) 借主が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 借主について破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき。
- (5) 借主が、貸主の社会的信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (6) 借主の社会的信用が著しく失墜したと貸主が認めたとき。
- (7) 借主が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (8) 借主が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、貸主が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (9) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に規定する庁舎等をいう。）の行政財産としての用途又は目的を借主が妨げると認めたとき。
- (10) 借主が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（借主が個人である場合にはその者を、借主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは行政財産貸付契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 借主が、アからオまでのいずれかに該当する者を個別業務の実施者としていた場合に、貸主が借主に当該業務の実施について解除を求め、借主がこれに従わなかったとき。

キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となったとき。

- (11) 前各号のほか、借主がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

2 前項（第1号を除く。）の規定に該当することにより契約が解除された場合、借主は、当該解

除の日から3年間は、貸主の行う自動販売機設置に係る行政財産の貸付に関する入札に参加できないものとする。

- 3 第1項第1号の規定に該当することにより契約が解除された場合、借主は、これによって生じた損失について、その補償を貸主に求めることができる。

(談合による解除)

第28条 貸主は、前2条の規定によるほか、借主がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 借主が公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 借主が公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 借主（借主が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(違約金)

第29条 貸主は、前3条（第27条第1項第1号を除く。）の規定又は借主の責めに帰すべき理由によりこの契約を解除したときは、第8条の貸付料の額の100分の10に相当する金額を違約金として、借主から徴収する。この場合において、違約金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

- 2 前項に規定する場合において、貸主に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超えるときは、貸主は、その超えた金額についても賠償を請求することができる。
- 3 第1項に規定する違約金は、違約罰であって、次条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

(損害賠償)

第30条 借主は、その責めに帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害に相当する損害賠償金を、貸主に支払わなければならない。ただし、第19条第2項の規定により貸付物件を原状に回復したときは、この限りでない。

- 2 前項本文に規定する場合のほか、借主がこの契約に定める義務を履行しないため、貸主に損害を与えたときは、借主はその損害に相当する金額を損害賠償として、貸主に支払わなければならない。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第31条 借主は、この契約に関して第28条各号のいずれかに該当するときは、貸主が契約を解除するか否かを問わず、第8条の貸付料の額の100分の10に相当する額の賠償金にこの契約の締結の日から当該賠償金の支払いの日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算して得た額の利息を付して貸主に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 第28条第1号から第2号までに該当する場合であって、当該命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるとき又は貸主に金銭的損害を生じさせない行為であると貸主が認めるものであるとき。
 - (2) 第28条第3号に該当する場合であって、借主（借主が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人。以下この号において同じ。）が刑法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、借主が同法第96条の6の規定にも該当し、刑が確定したときを除く。
- 2 前項の場合において、借主が共同企業体であり、既に解散しているときは、貸主は、借主の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合にお

いては、借主の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前項の額を貸主に支払わなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、貸主に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超えるときは、貸主は、その超えた金額についても賠償を請求することができる。
- 4 第1項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(貸付物件の返還)

第32条 第6条の貸付期間が満了した場合、又は第26条、第27条第1項若しくは第28条の規定によりこの契約が解除された場合は、借主は、貸付物件を貸主の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復して貸主に返還しなければならない。ただし、貸主において必要がないと認めるときは、変更された現状のまま返還することを妨げない。

(貸付料の返還等)

第33条 貸主は、第26条、第27条第1項又は第28条の規定により、この契約を解除したときは、既納の貸付料のうち、借主が貸付物件を貸主に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算による借主の請求に基づき、借主に返還する。

- 2 第26条、第27条第1項(第1号を除く。)又は第28条の規定により、この契約を解除したときは、解除により借主に損害があっても、貸主は損害を賠償する責を負わない。

(有益費等の請求権の放棄)

第34条 借主は、第32条の規定により貸付物件を返還する場合、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを貸主に請求することはできないものとする。

(返還金の相殺)

第35条 貸主は、第33条の規定により貸付料を返還する場合において、借主が第29条に定める違約金又は第30条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する貸付料の全部又は一部と相殺する。

(疑義等の決定)

第36条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、貸主借主協議のうえ決定するものとする。

(裁判の管轄)

第37条 この契約に関する訴訟は、青森地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、貸主借主記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

貸主 (住所) 青森市中央一丁目2番5号

(氏名) 青森市長 西 秀記

借主 (住所)

(氏名)

仕様書

1 自動販売機の規格等

設置事業者が設置する自動販売機の規格等は、次に定めるところによる。

(1) 規格

貸付面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地（及び使用済み容器の回収ボックス）のすべてが収まる大きさの自動販売機とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種の設置に努めること。

(3) デザイン

自動販売機のデザイン、外観等は、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めること。

(4) 販売品

ア 販売品は、清涼飲料水とし、酒類及びたばこの販売は行わないこと。

イ 販売品の品揃え、切り替え、その他内容の変更については、青森市と協議のうえ行うこと。

ウ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

エ 販売品の販売価格は、同施設内に設置されている他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格とすること。

オ 物価の変動又は消費税率の変更により販売品の販売価格を変更する場合は、青森市と協議すること。

2 遵守事項

設置事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 安全対策等

ア 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 転倒防止については、「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うものとする。

エ 防犯については、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収等

ア 自動販売機に併設して、販売品の容器の種類に応じた回収ボックスを必要数設置すること。

イ 回収ボックスは、原則として販売品の容器の材質1種類につき1つを、自動販売機脇に設置すること。

ウ 複数の設置事業者が同一又は近接する場所に自動販売機を設置する場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にした上で適切に回収し処理すること。

エ 回収ボックスは、プラスチック製又は金属製のものとする。

オ 回収ボックスは、回収頻度及び回収量を考慮し、空き缶等の使用済み容器があふれ又は周囲に散乱することがないように、十分な収容容積を持つものとする。

カ 回収ボックスには使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、回収ボックスは、紙等の一般ごみが入りにくい形状の使用済み容器投入口を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図ること。

キ 回収ボックスに収納された容器の回収頻度については、回収ボックスから容器があふれないよう十分に配慮すること。

ク 回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品、持ち込み等問わずすべて設置事業者の責任で回収し、及び処理すること。

ケ 回収した使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）等関係法令に基づいて適切に処理すること。

(3) 売上状況等の報告

設置した自動販売機の売上高については、下記のとおり青森市に報告すること。

ア 内容

販売品名	販売価格（円）	本数（本）	売上金額（円）

イ 期限

区分	報告期限
4月～6月	7月末日
7月～9月	10月末日
10月～12月	1月末日
1月～3月	4月末日

(4) 維持管理責任

ア 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機、回収ボックス及びその周辺は、清潔に保つこと。

ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出の時間及び経路については、青森市の指示に従うこと。

エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

(5) その他

ア 自動販売機設置前に、連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、青森市に書面で通知するこ

と。

イ 2 (1) ウ の衛生管理及び感染症対策のほか、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行い、関係法令等の遵守及び徹底を図ること。

ウ 自動販売機の設置に当たり、当該施設の種類、立地場所等を勘案し、A E D搭載型や災害対応型等の設置についても検討すること。